

## 東北福祉大学 公的資金等の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的資金等を使用する上での本学の教職員等としての取り組みの指針を明らかにするものである。ここでいう公的資金等とは、経常費補助金、科学研究費助成金など、国、地方公共団体またはこれに準ずる者が扱う財源のほか、奨学寄附金、委託費等を財源として扱うすべての経費をいう。

1. 教職員等は、公的資金等の使用に関して、当該費用の配分機関が定める各種規則、関係法令・通知等、本学が定める規程及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たさなければならない。
2. 教職員等は、公的資金等の原資が国民の税金等で賄われていることを重々認識し、公的資金等の適正かつ効率的な執行、管理に努めなければならない。
3. 公的資金等の事務を担当する職員等は、業務や研究活動の特性を理解し、公的資金等の効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者は、個人の発意で提案、採択された研究課題であっても、その公的資金等は機関による管理が必要な資金であることを認識し、公正に使用しなければならない。
5. 教職員等は、公的資金等の取扱いに関する学内外の研修会等に積極的に参加し、公的資金等を取り巻く現状、関係法令等の知識の習得、事務手続き及び諸ルールの理解に努めなければならない。なお、公的研究費の申請を予定している者は、学内外の研修会等への参加を申請要件とする。
6. 教職員等は、公的資金等の不適切な使用が、当事者のみならず機関全体に深刻な影響を与え、ひいては公的資金等の使用に対する国民の不信を招く重大な事態であることを認識し、組織の一員、ならびに公的資金等を取り扱う者としての自覚をもって、別に定める公的資金等の使用に関する不正防止計画を踏まえて行動しなければならない。
7. 教職員等は、互いに連携し、公的資金等の不正使用を防止するため、不断の努力を続けるとともに、取引業者との関係においても、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。